

えびの市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及び市が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクターの使用承認申請)

第3条 キャラクターを使用する者は、あらかじめえびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) えびの市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) えびの市内の自治公民館等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) えびの市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターのデザインを第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) その他市長が使用について不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用（内容変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」とい

う。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 商品等は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめえびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用承認変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用承認取消書(様式第4号)をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月28日から施行する。

別図（第2条関係）



別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先）えびの市長

（申請者）住所

団体名

代表者氏名

印

下記の通り、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」を使用したいので申請します。

記

1. 使用内容

2. 使用目的及び使用方法

3. 使用期間（予定）

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 使用数量

5. 有償・無償の別

有償（売価 円） ・ 無償

6. 連絡先

担当者氏名

TEL

FAX

7. 添付書類（企画書等）

えびの市マスコットキャラクター使用取扱要綱第 4 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、えびの市長の指示に従うことを誓約します。

代表者氏名

印

様式第2号（第4条関係）

えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用（内容変更）
承認通知書

年 月 日

様

えびの市長 印

年 月 日付けで申請のあったマスコットキャラクター使用（内容変更）について、下記の条件を付して承認します。

記

1. 承認内容は、えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用（内容変更）承認申請書のとおりとする。
2. マスコットの使用に際しては、えびの市マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）えびの市長

（申請者）住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記の通り変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

えびの市マスコットキャラクター使用取扱要綱第4条第1項第1項から第7項までに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、えびの市長の指示に従うことを誓約します。

代表者氏名 印

様式第4号（第9条関係）

えびの市マスコットキャラクター「みなほ」デザイン使用承認取消書

年 月 日

様

えびの市長

印

えびの市マスコットキャラクター使用承認通知書において、マスコットキャラクターの使用を承認いたしましたが、下記の理由により、使用承認を取り消します。

記

使用承認取消理由

1. 申請者の都合のため
2. 使用取扱要綱の内容に違反すると認められたため

(内容)

3. その他

(内容)